

ごみの違法な焼却は 禁止されています



適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』といい、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

「野焼き」には、地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉などでの焼却行為も含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんどこの「野焼き」に該当するものと思われます。

野焼きはなぜいけないの？

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるほか、周辺の方々の迷惑にもなります。また、野焼きでは通常、焼却温度が200～300℃程度にしか達しないため、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質の発生原因になるともいわれています。

例外的に認められる場合とは？

次の場合などは、例外的に認められています。

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：どんど焼き（正月の「しめ縄、門松など」をたく行事）など
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（廃ビニールなどの焼却は不可）
例：稲わらの焼却、焼き畑、あぜの草および下枝の焼却など
- たき火その他日常生活を営むうえで、あるいは特別なときに行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：落ち葉たき、キャンプファイヤーなど

*ただし、例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風向きや強さ・時間帯・周辺の環境などに十分配慮してください。

燃やさずにごみを処分する方法は？

ご家庭に配布している「ごみ収集カレンダー」および「ごみの分け方・出し方」に従い、廃棄物（ごみ）を分別し、排出してください。

また、事務所・工場・店舗など事業活動に伴って出る廃棄物については、その種類により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別し、自ら運搬するかそれぞれの収集運搬の許可を受けた業者に委託するなど、適切に処理してください。

罰則はあるの？

違反する野焼きを行った者には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます（廃掃法第25条）。

環境生活課では、定期的に野焼き防止パトロールを実施し、現地での指導を行っています。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

環境生活課

☎ 232-2114

ごみの分別・減量化を図りましょう

燃やすごみを減らしましょう

ごみは、2市2町（菊池市（旧泗水町）、合志市、大津町、菊陽町）共同で処理しています。平成20年度のごみ処理実績をみると総ごみ量32,962トンのうち菊陽町が28.7%を占めています。

燃やすごみは、ごみ全体の90%を占めていて、東部清掃工場で焼却処分しています。処理能力は、1日135トン（平成20年度は、1日99トン処理しました）ですが、ごみが増え続け処理能力を超えると新たな施設が必要となり莫大な財政負担を伴うこととなります。関係市町は、地球温暖化防止など環境対策のために、住民の皆さまや事業所などにごみの減量化の取り組みをお願いしています。

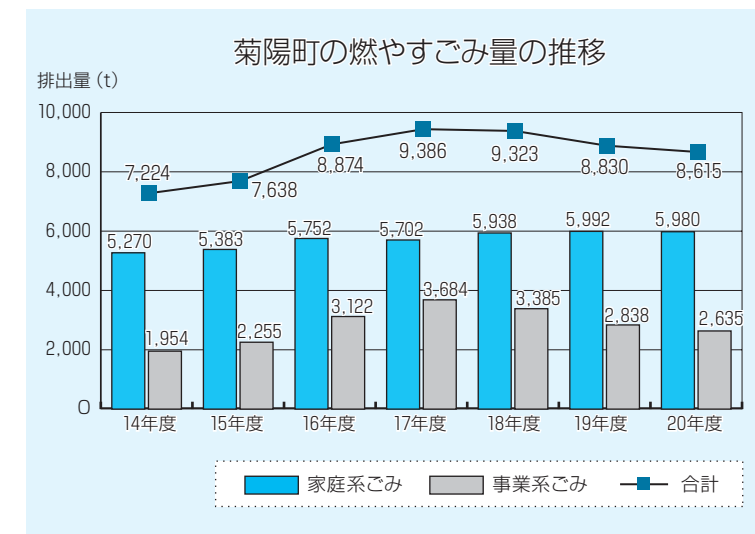
菊陽町においては、皆さまのご協力によりまして平成20年度のごみ処理量の合計は、9,548トンで平成19年度に比較し2%削減できました。そのうち、燃やすごみは、8,615トンで平成19年度に比較し2.4%削減することができました。

家庭の燃やすごみは、1日1人あたり平成19年度の469gから、平成20年度458gに減少しました。

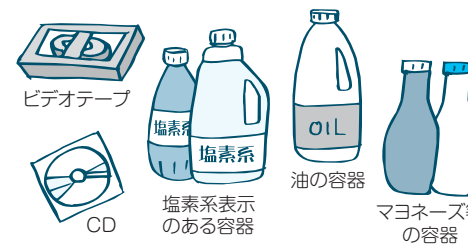
家庭から排出される燃やすごみの中には、資源物である「プラスチック類」や「紙類」が混入していますので、分別のご協力をお願いします。

また、資源物のなかで「空びん・空かん」紙類「布類」は、地域の集団回収に出しましょう。

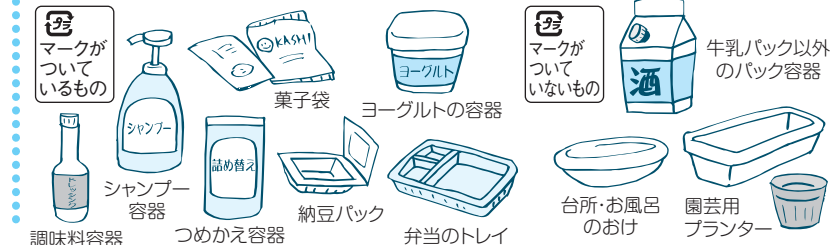
今後もできる限りの分別と燃やすごみの減量化へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



燃やすごみのプラスチック(例)



資源物Jのプラスチック(例) ※必ず洗ってください。



「リサイクル推進事業」ご協力のお願い

菊陽町では、平成4年からリサイクル推進事業を実施し、子供会・老人会・行政区などの団体が積極的に資源物の集団回収に取り組んでいます。

平成20年度は、67団体によって860,825kgの資源物が回収され、9,212千円のリサイクル奨励金を交付しました。この回収量を平成20年度のごみ処理負担金に換算してみると、およそ24,470千円の節約がなされたこととなります。

平成20年度からリサイクル対象品目にスチール缶を追加し、古紙類については年間4回以上の回収についてkgあたり2円の奨励金を加算しています。

リサイクル活動が定期的な実施されることで、排出しやすい環境が整いごみの減量化にもつながりますので、地域ぐるみでリサイクル事業に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

問い合わせ

環境生活課

☎ 232-2114

20代の期日前投票立会人を募集します

菊陽町選挙管理委員会では、選挙啓発の一環として若い方々に選挙をもっと身近なものに感じていただくために、20代の方の期日前投票立会人を募集します。多数の応募をお待ちしています。

◎期日前投票立会人とは

選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで行われる期日前投票において、投票事務が公正、適正に行われているかなどを見守る人です。

◎期日前投票立会人になるには

期日前投票立会人に申込みいただいた方を、事前に『期日前投票立会人名簿』に登録いたします。選挙が行われるときは、登録いただいた方の中から、期日前投票立会人をお願いすることになります。

なお、資格要件、勤務条件は次のとおりです。

資格要件		菊陽町にお住まいの選挙権を有する20代の方
勤務条件	時間	午前8時30分から午後8時まで
	報酬等	日給11,700円（交通費込み）
	場所	菊陽町役場



◎申込方法

期日前投票立会人申込書（総務課窓口または町のホームページからダウンロード）を、菊陽町選挙管理委員会へ提出してください。郵送でも受け付けます。

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎ 232-2111

協働の仕組みづくり検討委員会委員を募集します！

町では住民と行政の協働によるまちづくりを推進しています。住民の皆さんと共に考え、共に取り組んでいくための基本的な仕組みやルールを「協働の仕組みづくり検討委員会」を設置し検討します。

（協働：住民と行政が対等の立場でお互いを尊重し、共通の目的や課題に協力し合いながら取り組むことです。）

- ◇職務内容 菊陽町にふさわしい協働の仕組みやルールについて検討し、町長に提言します。
- ◇募集人員 2名以内
- ◇応募資格
 - ①菊陽町の他の附属機関などの公募委員に選任されていない方
 - ②まちづくりや地域活動などへの参加経験がある方
 - ③応募時の年齢が満20歳以上で菊陽町に引き続き2年以上住所がある方
 - ④月1回程度、平日昼間の会議に参加できる方（10回程度を予定しています）
- ◇任期 委嘱の日（平成21年7月予定）から町長への提言が完了する日まで。
- ◇報酬等 「菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」に基づき支給します。
- ◇応募方法 所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、小論文（800字程度）を添えて、郵送、電子メール、ファックスまたは持参のいずれかの方法でご応募ください。
 - ※小論文は「応募の理由」と「住民と行政による協働のまちづくりに関する考えなど」を書いてください。
 - ※応募用紙は役場総合案内（1階）、武蔵ヶ丘支所、町内各町民センターで配布しています。また、町のホームページにも掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。
- ◇募集期限 平成21年6月30日（火）
（当日消印有効。郵送以外は午後5時30分までに届いたものを有効とします。）
- ◇選考方法 応募いただいた方の中から、応募用紙の内容や小論文により決定します。

応募・問い合わせ先 〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地 総合政策課行財政改革推進係
☎ 232-2112 E-mail : sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

緊急雇用対策 作業員募集

町では、今般の経済危機に伴う緊急雇用対策として、7月から原水工業団地維持管理業務に従事していただける方を募集します。

主な業務は、工業団地内にある造成森林・緑地の管理除草作業および植栽などです。
※この業務は、離職を余儀なくされた方や、中高年齢者などの失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供しようとするものです。

- 募集人員 6名程度（管理・除草軽作業員）
- 作業内容 原水工業団地内にある造成森林・緑地の管理除草作業および植栽など
（刈払機を使用します）
- 勤務日・勤務時間 原則週40時間（土・日・祝日を除く）
- 賃金 時給700円から（作業内容によって異なります）
- 募集受付時期など 6月1日（月）～6月10日（水） 午前8時30分～午後5時30分
※ただし、最終日は午後5時締め切り。郵送の場合は、6月10日当日消印有効。
- 雇用期間 7月1日（水）からの雇用を予定しております。（最長6カ月未満の雇用）
- 応募書類
 - ①履歴書（写真付）
 - ②失業者であることが確認できる書類の写し
（例：雇用保険受給資格者証、廃業届、職務経歴、その他失業者であることが証明できるもの）
 なお、郵送される場合は、封筒に「履歴書在中」と朱字で記入してください。
- 応募書類送付先 〒869-1192 菊池郡菊陽町久保田2800番地
菊陽町役場 商工振興課
- 面接 6月中旬に行います。



問い合わせ 商工振興課 ☎ 232-2165